

令和5年度予算編成方針

令和4年9月 水戸市

第1 国の令和5年度予算編成の動向

国の日本経済の基調判断によると、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況から、緩やかに持ち直している一方で、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れ、物価高騰による家計や企業への影響等に十分注意する必要があるとされている。

このような状況の中、国においては、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」のほか、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を着実に推進し、コロナ禍で傷んだ国民生活や経済への更なる打撃を抑制しつつ、持続的な経済成長を図るとともに、成長の果実が隅々まで行き渡る、「成長と分配の好循環」を早期に実現することとしている。

そのため、令和5年度予算編成においては、「重要政策推進枠」を設け、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策に確実に取り組むとともに、「新しい資本主義」の実現に向け、「人への投資」、「デジタル変革（DX）への投資」、「グリーン化（GX）への投資」などの分野に、予算の重点化を大胆に進めることとしている。

第2 地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針

1 地方財政の動向

地方財政は、少子高齢化の進行等に伴う社会構造の変化により、社会保障費の増加が続く中、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰に対応するため、多額の財政負担が生じるなど、極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、地方公共団体には、地方への人の流れの強化による活力ある地域づくりの推進、激甚化・頻発化する災害に対応するための防災・減災対策の強化、DXやGXの推進など、持続可能な地域社会の実現に向けた取組が求められている。

そのため、国においては、これらの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の一般財源総額について、本年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保するとしている。

2 本市財政の現状と財政運営の方針

令和3年度の決算状況をもとに、本市の財政の現状を分析すると、まず、財政運営の根幹である市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減額を見込んでいたところ、金融・証券業の業績が堅調であったことなどを要因に、法人市民税等が予算を大きく上回り、予算額から10億4千万円増の412億円となった。

また、地方消費税交付金や法人事業税交付金をはじめ、その他の一般財源収入についても、おおむね収入額が予算額を上回ったことなどから、一般会計の実質収支額は、過去最高の60億円となった。

財政調整基金については、この決算見通しを踏まえ、一般会計への繰入を全額取り止めた結果、令和3年度末の残高は、前年度から20億円増加の46億円となった。さらには、令和3年度の実質収支額の2分の1を積み立てることで、令和4年度末の残高は、50億円を超える見込みであり、今後はこの残高をしっかりと維持していく必要がある。

一方で、市債残高については、近年、4大プロジェクトをはじめ、中核市移行に伴う保健所や南消防署の整備など、大規模な投資的事業を集中的に推進したことに加え、国の地方交付税の原資不足を補てんする臨時財政対策債の残高が、累増していることから、令和3年度末の市全体の残高は、過去最大の2,373億円となった。今後は、市債の新規発行額を抑制し、市債残高を確実に減少させながら、将来にわたる公債費負担の軽減に取り組むことが不可欠である。

また、財政健全化判断比率については、実質公債費比率が9.3%、将来負担比率が123.1%となり、いずれも前年度から改善し、国の定める早期健全化基準を大きく下回った。これらの比率についても、市債残高の減少と公債費負担の軽減を進めることで、更なる改善に取り組む方針である。

加えて、令和4年度以降においては、原油価格や物価高騰の影響により、市税収入の伸び悩みが懸念されるほか、公共施設の維持管理費をはじめ、歳出の大幅な増加が見込まれる。

そのため、今後の財政運営においては、令和5年度当初に策定する「みと未来財政プラン」に基づき、徹底した歳出改革と更なる歳入確保に取り組みながら、財政の健全性をしっかりと保持していく必要がある。

第3 令和5年度予算編成の基本方針

令和5年度は、水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－の最終年次であるとともに、次期総合計画を見据えた重要な年度である。そのため、令和5年度予算については、国の予算編成及び地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針に加え、第7次総合計画の策定基本方針を踏まえながら、次に掲げる項目を基本方針として編成する。

1 みと魁プランの推進

みと魁プランの総仕上げを図るため、「施策の大綱」、「魁のまちづくりNEXTプロジェクト」に位置付けた施策について、目標指標の達成を目指し、着実に推進する。

2 子育てしやすいまちづくりの推進

確実に進行する少子化に歯止めをかけ、将来にわたり都市の活力を維持していくため、安心して子どもを産み育てられる環境整備を着実に進め、子育て世代から選ばれるまちを目指す。

そのため、最重要政策として推進してきた子育て支援と教育については、これまで以上に予算の重点配分を行い、施策の更なる深化・充実に取り組む。

特に、子育て支援については、激化する都市間競争を勝ち抜き、移住・定住の促進、人口増加につなげていくため、本年度中に策定する本市独自の「子ども・子育て支援パッケージ」に基づき、保護者の経済的な負担軽減と相談・支援の充実に資する施策を、他市にさきがけて実行する。

3 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

激甚化・頻発化する災害に的確に対応できるよう、防災・減災対策の更なる強化に取り組む。

また、市民の命や健康を守るため、保健所を中心に、新型コロナウイルス感染症対策を継続的に推進するとともに、医療提供体制の維持・確保、健康づくりの支援、高齢者・障害者福祉の充実に努め、市民一人一人が安全・安心を実感できるまちの実現を目指す。

さらに、現在策定作業を進めている「水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）」を踏まえ、気候変動に対応するゼロカーボンシティの実現に向けた新たな施策を積極的に展開する。

4 経済が発展するまちづくりの推進

経済が持続的に発展するまちの実現に向け、本市の地域経済を支える中小企業等の育成・支援に取り組むとともに、企業誘致を積極的に推進し、多様な働く場の創出を図りながら、将来にわたり地域の発展を担う若い世代の移住・定住を促進する。

また、令和5年7月に開館する市民会館において、開館記念事業やG7内務・安全担当大臣会合を確実に成功させるとともに、アダストリアみとアリーナも有効に活用しながら、コンベンションの誘致を一層推進する。そして、シェアサイクルを導入し、まちなかの回遊性の向上を図るとともに、子育て世帯のまちなか居住を促進するなど、中心市街地の活性化に取り組む。

さらには、原油価格・物価高騰による地域経済への影響を可能な限り抑制するため、引き続き市民や事業者のニーズを捉えた、きめ細やかな支援に取り組む。

5 デジタル変革（DX）の推進

DXの取組を加速化させ、市民の誰もがデジタル化による利便性を享受できる環境づくりを着実に進める。

特に、行政のデジタル化については、行政運営の効率化と市民サービスの更なる向上を図るため、既存事務事業の見直しと財源確保に努めながら、オンラインによる行政手続きやキャッシュレス決済の拡充等を積極的に推進する。

6 持続可能な財政基盤の確立に向けた行財政改革等の推進

将来にわたり持続可能な財政基盤の構築を目指し、全庁一丸となって徹底した行財政改革に取り組み、財政状況の改善を着実に進める。

特に、投資的事業については、市債残高を確実に減少させるため、防災・減災対策や公共施設の長寿命化など、緊急性の高いものを除き、可能な限り抑制する。

そして、将来にわたる公債費負担の軽減を図るとともに、子育て支援や教育をはじめ、市民サービスの向上と本市の発展に不可欠なソフト事業に、財源配分を大きくシフトしながら、健全な財務体質の維持・確保と、時代の要請に応えるまちづくりの両立に取り組む。

第4 予算編成要領

1 予算編成に関する基本的な留意事項

(1) 行財政改革の推進

令和5年度に計画期間の最終年度を迎える「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画」について、市税等収納率の向上、職員定数の適正化、事務事業や公共施設の管理運営に係る民間活力の活用推進など、実施項目に位置付けた行財政改革の取組を着実に実行し、年度計画の確実な達成を目指すこと。

(2) 個別計画の着実な推進

「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」や現在策定作業を進めている「第2期水戸市中心市街地活性化基本計画」をはじめとした個別計画に位置付けた事業については、所期の目標達成に向けて着実に進捗を図るため、国県補助などの財源を確保のうえ、適切な要求を行うこと。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項など

議会及び監査委員の意見や指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やか

に改善を図ること。また、附属機関からの答申や請願・陳情があった施策，市民要望が多い事業などについても，必要性，緊急性を十分に検討し，適切な要求を行うこと。

(4) 国県制度の把握

国の各省庁の予算要求内容や補正予算の動向に加え，県の予算編成状況を確実に把握し，予算要求に的確に反映させること。また，予算要求後の制度変更等についても，速やかに財政課へ情報提供を行うこと。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については，独立採算の原則に基づき，支出の効率化と収入確保に努め，一般会計繰入金の縮減を図りながら，経営の健全化に取り組むこと。特に，使用料等については，中長期的な見通しに基づき，適時適切な改定を検討すること。

(6) 外郭団体

外郭団体については，所管課の主体的な指導監督のもと，サービスの向上に努めるとともに，経費の徹底した抑制，独自財源の確保を最大限に図り，民間と競合可能な自立した経営を目指すこと。

また，事業目的基金等を設置している団体は，本年度末残高見込額の10%以上を優先して事業に充当し，市補助金や委託料の削減を図ること。

さらに，団体の経営状況を確認し，留保財源の多い団体については，市補助金の積算方法の見直しを検討すること。

(7) 重要事務事業の予算要求

投資的事業や政策的事務事業については，原則として，令和3年度に策定した2か年実施計画（2022～2023年度）に基づき要求すること。

ただし，2か年実施計画に位置付けのない事業であっても，予算編成の基本方針に合致するものは，特に要求を認めることとする。

また，事業の実施手法や規模などの具体的な内容について政策判断が必要なものは，必ず事前に庁内合意を図った上で要求すること。

(8) 歳出抑制に向けた既存事務事業の見直し

厳しい財政状況を踏まえ，所属長自らの責任のもと，既存事務事業のあり方をゼロベースにより点検し，費用対効果の小さいものや事務負担の多いものについては，休廃止を含めた事業の見直しを積極的に検討すること。

2 予算編成の手法と要求基準

(1) 予算編成の手法

ア 枠配分方式について

枠配分方式は，事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している担

当部課の主体的判断と責任において、既存の事務事業の徹底的な見直しや取捨選択を行うことにより、真に市民が求める施策に財源を配分する手法である。

枠配分対象経費については、原則として査定を行わない方針であるため、各部においては、配分された一般財源等の範囲内で、既存の枠にとらわれない柔軟な配分に努めながら、最適な要求を行うこと。

イ 個別査定について

投資的経費や政策的事務事業経費のほか、年度間の予算の変動が大きい経費、義務的経費などは個別に所要額を査定する。事業規模や実現可能性、過去の実績、他市の状況等を十分検討し、積算根拠や参考資料を添えて要求すること。

ウ 特別予算枠について

(7) 魁のまち創生特別枠

予算編成の基本方針2～5に合致するソフト事業を対象とし、優先的に予算配分を行うこととする。

この特別枠については、他自治体の先進事例を踏まえるとともに、若手職員のアイデアを活用するなど、新しい価値観や柔軟な発想のもと、積極的な要求を行うこと。

なお、枠配分対象経費で実施していた事業を当該特別枠で要求する場合は、枠外組替協議を行うこと。

(4) 予算節減奨励特別枠

各部課が自らの創意工夫により経費の節減及び収入増を行う場合、この取組により生み出した一般財源の2分の1に相当する額を特別枠として配分する。

行財政改革を一層推進する観点から、制度の見直しを行い、令和3年度から4年度の間には既に取り組んだものに加え、令和5年度から新たに実施する取組も対象とする。あわせて、これまでの単年度に限り加算する方式を改め、後年度に継続する事務事業にも特別枠を活用できることとする。

なお、事業規模が小さいものや節減効果が少ないものについても対象とするので、各所属長の指示のもと、積極的な協議を行うこと。

(2) 要求基準

経費区分	経費の内容	要求基準等
枠配分対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的な経費（一般事務費、施設等維持管理費） ・ 投資的経費のうち定例的に実施しているもの ・ 政策的事務事業経費のうち定例的に実施しているもの ・ 枠配分対象経費内で生み出した新規事業経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度当初予算額を基準に算定した一般財源等を部ごとに配分するので、この範囲内で要求すること。 ・ 事業の必要性や費用対効果に十分留意すること。

個別査定経費		
投資的経費	・投資的経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・2か年実施計画（2022～2023年度）において令和5年度の実施を位置付けられた事業に限り、内示額の範囲内で要求すること。ただし、位置付けのない事業であっても、予算編成の基本方針に合致するものは、特に要求を認めることとする。 ・事業規模等の内容や手段、積算根拠を精査し、必要最小限の事業費で要求すること。 ・投資的事業計画書又は政策的事務事業調書を提出すること。
政策的事務事業経費	・政策的判断により実施する事務事業経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く）	
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・性質上、枠配分対象経費になじまないものとして別に定める経費 ・所要額の変動が大きい施設管理費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容について精査し、必要最小限の経費で要求すること。 ・枠配分対象経費のうち、大幅な変動（±20%を目安とする。）が見込まれるものについては、事前に財政課に枠外協議を行い、個別査定経費として要求すること。
義務的経費	・人件費，扶助費，公債費	・適切に所要額を算出して要求すること。
特別予算枠経費		
魁のまち創生特別枠	・予算編成の基本方針2～5に合致するソフト事業	・魁のまち創生特別枠調書を提出すること。
予算節減奨励特別枠	・自らの創意工夫により経費節減や収入確保を図り、生み出した一般財源の1/2に相当する額	<ul style="list-style-type: none"> ・後年度に大きな事業費の増加が見込まれる事業は対象外とする。 ・予算節減奨励特別枠協議書を指定の期日までに提出すること。

3 歳入に関する留意事項

歳入確保は予算編成の重要課題であるため、決算の状況や制度改正等を踏まえた確かな要求を行うこと。また、収納対策の強化や多様な収入の獲得に積極的に取り組み、収入増加を図るとともに、過大な見積りとならないよう注意すること。

市税，負担金，使用料等については、収納対策本部における収納率向上計画等を踏まえ、適切な要求を行うこと。

なお、予算計上した財源の確保が見込めない場合には、財政規律を保持する観点から、対象事業の執行停止などの措置を講じることになるので、厳に留意されたい。

(1) 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであり、その見積りに当たっては、今後の経済情勢や市民所得の推移、税制改正等を慎重に見極めるとともに、収納率向上

について明確な目標を設定し、的確な額を見積ること。

(2) 地方譲与税，地方消費税交付金等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し、的確な額を見積ること。

(3) 分担金及び負担金

対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向等を十分確認しておくこと。

(4) 使用料・手数料

受益者負担の適正化，住民負担の公平性の確保を図るため，他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで，料率や単価の再検討を行い，適正に見積ること。

(5) 国県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ，対象事業，補助率，補助単価等を正確に把握し，的確な額を見積ること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から，未利用財産の売却や貸付による収入を適正に見積り，積極的に予算計上すること。

(7) 市債

過大な市債発行による公債費の増加は，後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため，安易に市債に依存する事業計画としないこと。

また，新規の市債発行に当たっては，事業の適債性，充当率について事前に財政課と協議すること。

(8) その他の収入

これまでもネーミングライツや広告料収入など，様々な財源確保策を実施してきたところであり，貴重な財源という認識のもと，今後も創意工夫による多様な収入の獲得に取り組むこと。

4 歳出に関する留意事項

歳出予算の見積りに当たっては，最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し，徹底した節減に努めること。

なお，国・県の補助事業など，特定財源が見込まれるものであっても，事業の内容，緊急性，効果等について，十分精査のうえ実施の適否を判断すること。

(1) 人件費

職員給与費については，別途通知する方法で要求すること。

組織機構の合理化や民間委託を積極的に推進するとともに，新規事務事業の実施等により業務量の増加が見込まれる場合であっても，既存事務事業の整理・統合により業務量の調整に努め，人員増の抑制を図ること。

(2) 物件費

旅費，需用費等の一般行政経費については，行財政改革の観点から徹底した節減

に取り組むこと。

また、委託料については、安易にこれまでの仕様を踏襲することなく、業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。特に、調査・設計委託は、職員の能力育成を図る観点から、可能なものは内部対応とすること。

備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性を検討のうえ要求すること。

(3) 維持補修費

各施設を良好に維持し、利用者の安全確保を図るため、施設の現況を十分点検し、修繕方法と優先順位を決定のうえ要求すること。

特に、大規模な修繕が必要な場合は、必ず中長期的な修繕計画を策定し、要求前に財政課と協議すること。

(4) 扶助費

国・県の制度改正の動向を的確に把握するとともに、決算状況を踏まえ適正に見積ること。市単独で実施している事業については、近隣市町村や類似団体の状況等を確認のうえ、その必要性・妥当性を検討すること。

(5) 補助費等

ア 負担金

法令等に基づかない任意の各種団体に対する負担金（団体加入負担金、研修・講習会の参加負担金など）については、費用対効果や他市の加入状況などを勘案し、必要性を十分検討のうえ要求すること。

イ 補助金

全ての補助金を対象に、ゼロベースによる効果検証を行い、費用対効果が小さいものや申請が少ないものなどについては、補助の休廃止を含め、制度の見直しを図ること。

特に、イベント等の事業補助や団体運営に対する補助において、市の負担割合が高いものや多額の前年度剰余繰越金が生じているものについては、補助金の減額や補助率の見直しを行うなど、適正な措置を講ずること。

また、新規補助金を要求する場合は、手法の妥当性や事業効果、公益性を十分精査し、適正な補助率や補助期間を定めたいうえで要求すること。

(6) 投資的経費

緊急性や費用対効果、完成後の施設運営費など後年度の財政負担を十分考慮し、実施時期や事業規模について再検討を行うとともに、国・県の施策、財源措置等の動向に留意し、より有利な補助制度を活用するなど、最大限の財源確保に取り組むこと。

また、公共施設の長寿命化やバリアフリー化を行う工事のうち、市単独事業については、財源的に有利な公共施設等適正管理推進事業債が活用できることから、この発行要件となる「個別施設計画」を必ず策定した上で、要求すること。

(7) 継続費及び債務負担行為

投資的事業を複数年度にわたって実施する場合や次年度以降に財政負担が伴う契約を行う場合は、継続費又は債務負担行為を適切に設定すること。

(8) 予算の載せかえ

政策目的の早期実現の観点から、繰越事業の縮減を図るため、令和4年度予算に措置した工事等の早期発注に努めること。年度内に竣工見込のない単独事業については、原則として11月以降の執行を行わないこととし、令和5年度予算に載せかえて要求すること。

(9) 情報システム関連経費

効率的かつ質の高い情報システムの構築を図るため、システムの改修や更新を検討する場合は、見積書及び仕様書、システム概念図等を準備し、必ずデジタルイノベーション課と協議のうえ要求すること。

5 予算編成の日程

年 月 日	事 項
令和4年9月30日(金)	第1回予算編成連絡会議(予算編成方針決定)
令和4年10月3日(月)	予算編成方針・様式集配布
令和4年10月31日(月)	枠外組替協議・予算節減奨励特別枠協議期限
令和4年11月15日(火)	予算要求書提出期限
令和4年11月中旬～12月中旬	財政課予算要求内容ヒアリング
令和4年11月下旬	第2回予算編成連絡会議(各部予算要求概要説明)
令和4年12月上旬～5年1月中旬	財政課予算調整
令和5年1月下旬	予算二役調整会議
令和5年1月末	第3回予算編成連絡会議(予算内示)
令和5年1月末	予算案各課内示